

農 総 第 1094-4 号
令 和 7 年 2 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	四元(畠) (篠原堀、四元前、四元前中、四元後、四元後1、四元後中、下り山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農地全体の約68%で茶を栽培している。
普通畑(露地野菜等)は、新規就農者も耕作しているが、高齢化が進んでいる。
茶畑と普通畑が混在しているところがあり、農薬を使用する時期を調整する必要があるなど課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者や新規就農者を中心に、茶や露地野菜を中心とした農業を引き続き行う。
農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、比較的条件が良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者(茶生産者)や新規就農者(普通畠)が規模拡大の意向を示していることから、普通畠の耕作状況や地権者の意向を把握しながら集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者に貸し付けの意向がある農地は、農地バンクを活用して、担い手や担う者へ積極的に集積を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者を担い手として育成していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

農作業委託の取り組みは現在検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の適正な設置により圃場への鳥獣の侵入防止を図る。
- ②収益性の高い有機生葉(煎茶用とてん茶用)の生産を行う。
- ③アシストスーツやリモコン草刈機等、先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ④輸出向けに有機生葉の生産を行い、販路の拡大を図る。